

# 後期高齢者医療制度 平成28・29年度の保険料率を決定

2年ごとに見直される後期高齢者医療制度の保険料率（均等割額と所得割率）が決定しました。

## 保険料率（平成28・29年度）

医療給付費の増加などによる保険料の大幅な上昇を抑制するため、給付費準備金のうち73億円を取り崩して繰り入れることで、均等割額の上昇幅を694円、所得割率の上昇幅を0.47ポイントに抑えています。

## 《保険料率（平成28・29年度）》

	平成28・29年度	平成26・27年度
均等割額	48,297円	47,603円
所得割率	10.17%	9.70%

## 《保険料の計算方法》

保険料額（年額）	=	均等割額	+	所得割額
上限57万円		48,297円		（総所得金額等〔注1〕 - 33万円）×10.17%

〔注1〕 総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません。

※保険料を決定する基準日は、原則、4月1日です。

※年度途中で資格取得または喪失したときは、保険料を月割りで計算します。

※日高町羽尻、出石町奥小野、但東町天谷の方は、特例で保険料率が異なります。

## 保険料の計算方法

年間の保険料は一人一人が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

## 所得の低い方の軽減

前年所得に応じて保険料額が軽減されます。

①均等割額の軽減 同一世帯内（世帯主と世帯内の被保険者）の平成27年中の総所得金額等が次の基準額以下の方

## 《均等割額の軽減》

軽減割合	総所得金額等（被保険者+世帯主）	
9割	基礎控除額（33万円）	被保険者全員の各所得（年金所得は控除額を80万円として計算）が0円
8.5割		上記以外
5割	基礎控除額（33万円）+26万5千円×被保険者の数	
2割	基礎控除額（33万円）+48万円×被保険者の数	

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

## ②所得割額の軽減

所得割額算定にかかる所得（総所得金額等・基礎控除額33万円）が58万円（年金収入のみ）の場合は211万円以下の方は所得割額が5割軽減

## 被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、当分の間、所得割額はかからず、均等割額が軽減されます。さらに特例措置で、平成28年度は均等割額が9割軽減されます。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた方は対象にはなりません。

## 保険料の納付方法

保険料の納付方法は、対象となる年金額で異なります。年金が年額18万円以上の方は、原則、年金天引きとなります（特別徴収）。

それ以外の方は、納付書や口座振替となります（普通徴収）。年度途中で新たに被保険者になった方（年齢到達（75歳）、障害認定、転入など）や保険料額が変更となった方は、普通徴収となります。

## 《特別徴収の納付月》

仮徴収			本徴収		
4月（1期）	6月（2期）	8月（3期）	10月（4期）	12月（5期）	2月（6期）
前年度の2月（6期）の徴収金額と同額			7月に確定する保険料年額から仮徴収額を差し引き、3回に分けた額		

※保険料は特別徴収が原則ですが、口座振替による納付方法に変更することができます。変更を希望する方は、市の担当窓口で手続きしてください。

## 【特別徴収】

年6回の年金の定期支払の際に、あらかじめ保険料が年金から差し引かれます。

## 【普通徴収】

7月から翌年3月まで、年9回に分けてお支払いいただきます。

※口座振替がお勧めです！保険料の支払いは、口座振替が便利です。指定の金融機関で手続きしてください。

## 被保険者証を更新します

### 被保険者証

被保険者証の更新は、毎年8月1日です。

8月1日からは新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示し、受診してください。

### 限度額適用

#### 標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税（低所得Ⅰ・Ⅱ）の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」（減額認定証）を提示することで、医療機関ごとに1カ月に支払う自己負担額が外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。ただし、保険診療分が対象です（柔道整復、鍼灸、あんまマッサージなどの施術は除く）。

現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付します。対象となる方で新たに減額認定証の交付を希望する場合は、市の担当窓口へ申請してください。



## 《医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等》

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件
		個人単位(外来)	世帯単位(入院含む)		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円] (※1)	360円(※2)	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方(※4)。ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入が一定の金額に満たない方(※5)は、市の担当窓口へ申請することで一般の区分になります。 【対象となる可能性がある方には申請書を送付しています】
一般		12,000円	44,400円		現役並み所得者、低所得Ⅱ、低所得Ⅰ以外の方
低所得	Ⅱ	8,000円	24,600円	210円 [160円] (※3)	世帯全員が住民税非課税 低所得Ⅰ以外の方
	Ⅰ		15,000円	100円	

- (※1) [ ]内は過去12カ月以内に世帯で既に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額
- (※2) 指定難病患者については260円に据え置き。平成28年3月31日において1年以上継続して精神病床に入院していた方で、4月1日以降も引き続き医療機関に入院する方については、当分の間、1食につき260円です(4月1日以降、合併症等で同日内に他の病床に移動または他の保健医療機関に転院し、引き続き入院した場合も含む)。
- (※3) [ ]内は過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)
- (※4) 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額145万円以上であっても、被保険者全員の総所得金額等の合計額が210万円以下であれば、1割負担になります。
- (※5) ・被保険者が1人の場合…被保険者の収入が383万円未満  
・被保険者が1人で70歳以上75歳未満の方がいる場合…被保険者と70歳以上75歳未満の方の収入合計が520万円未満  
・被保険者が2人以上いる場合…被保険者の収入合計が520万円未満

## 《問合せ》 市民課 ☎21-9061 または 各振興局市民福祉課

兵庫県後期高齢者医療広域連合(コールセンター) ☎078-326-2021

もったいない川柳  
応募作品紹介  
(氏名またはペンネーム・敬称略)

ダイエツト兼ねて通勤自転車  
で (山椒魚)  
親子してもったいないの辞書  
をひく (吉岡幹雄)  
利用価値捜す才能知恵のう  
ち (へぼっち)  
もったいない言葉知らぬは  
もったいない (吉田誠一)  
分別は資源とゴミの別れ道  
(若宮はるか)  
レジ袋要らないと言う誇らし  
さ (ゆりの)  
ごみという言葉を死語にしま  
せんか (渡辺勇三)  
宝箱老舗の和菓子の空き容  
器 (渡会雅)  
昼行灯門灯・街灯もったいな  
 (よったんぼうや)  
僕のシャツ座布団カバーにす  
る魔法 (穂山常男)  
もったいない溜まり貯まって  
やはりゴミ (浅川勝)  
広告紙目も通さずに古紙箱  
へ (浅川まつ子)  
刷り過ぎた二千円札どこ消え  
た? (会田卓也)